

令和6年度青森県介護テクノロジートライアル事業利用促進業務
業務委託に係る審査基準

審査項目	審査基準	配点
1 企画提案内容		
(1) 事業趣旨、実現可能性	○事業趣旨が理解されているか。 ○事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があり、事業趣旨に沿った内容であるか。	20
(2) 効率性、発展性、波及効果	○介護事業所の利用促進に向け、効率的・効果的な手法となっているか。 ○介護事業所が興味を引き、トライアル利用につながるような内容となっているか。	20
(3) 経費	○経費の妥当性が示され、適切に計上されているか。 ○成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）を効果的に活用し、成果指標及び成果連動支払額が設定されているか。	20
(4) 先進性、独創性	○事業内容や実施方法に創意工夫があり、先進性・独創性に富んだアイデアやノウハウが盛り込まれ、かつ、効果が期待できるか。	20
(5) トライアル事業窓口との連携	○トライアル事業の窓口である「あおもり介護生産性向上相談センター」（青森県社会福祉協議会）との連携が図られる内容となっているか。	10
2 業務実施体制及びスケジュール		
	○組織体制や人員、専門的知識を有する者の配置（若しくは連携）など、事業実施体制が十分確保されているか。 ○スケジュールは本事業を適切に実施できるものとなっているか。	10
合計		100